

平成26年第1回西東京市議会定例会予定案件一覧表

	案件名	内容、根拠法令等
1	平成25年度西東京市一般会計補正予算（第2号）の専決処分について	地方自治法第179条第1項及び第3項の規定による。 歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,701万7千円を加え、歳入歳出予算の総額をそれぞれ690億7,711万7千円とする。
2	平成25年度西東京市一般会計補正予算（第3号）	地方自治法第218条第1項の規定による。 歳入歳出予算の総額からそれぞれ11億1,315万4千円を減じ、歳入歳出予算の総額をそれぞれ679億6,396万3千円とする。
3	平成25年度西東京市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	地方自治法第218条第1項の規定による。 歳入歳出予算の総額からそれぞれ2億9,720万7千円を減じ、歳入歳出予算の総額をそれぞれ199億1,012万6千円とする。
4	平成25年度西東京市下水道事業特別会計補正予算（第2号）	地方自治法第218条第1項の規定による。 歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億4,640万円を減じ、歳入歳出予算の総額をそれぞれ44億3,651万8千円とする。
5	平成25年度西東京市中小企業従業員退職金等共済事業特別会計補正予算（第2号）	地方自治法第218条第1項の規定による。 歳入歳出予算の総額にそれぞれ9,130万5千円を加え、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億7,440万5千円とする。
6	平成25年度西東京市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	地方自治法第218条第1項の規定による。 歳入歳出予算の総額からそれぞれ7,954万6千円を減じ、歳入歳出予算の総額をそれぞれ38億1,212万3千円とする。
7	平成26年度西東京市一般会計予算	地方自治法第211条第1項の規定による。 予算の総額は、歳入歳出それぞれ698億500万円と定める。
8	平成26年度西東京市国民健康保険特別会計予算	地方自治法第211条第1項の規定による。 予算の総額は、歳入歳出それぞれ197億2,234万5千円と定める。
9	平成26年度西東京市下水道事業特別会計予算	地方自治法第211条第1項の規定による。 予算の総額は、歳入歳出それぞれ41億9,073万1千円と定める。
10	平成26年度西東京市中小企業従業員退職金等共済事業特別会計予算	地方自治法第211条第1項の規定による。 予算の総額は、歳入歳出それぞれ31万4千円と定める。

11	平成26年度西東京市駐車場事業特別会計予算	地方自治法第211条第1項の規定による。予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億7,105万7千円と定める。
12	平成26年度西東京市介護保険特別会計予算	地方自治法第211条第1項の規定による。予算の総額は、歳入歳出それぞれ140億8,678万2千円と定める。
13	平成26年度西東京市後期高齢者医療特別会計予算	地方自治法第211条第1項の規定による。予算の総額は、歳入歳出それぞれ40億6,607万7千円と定める。
14	西東京市庁舎整備基金条例	庁舎の建設、用地取得、保全改修等に計画的に対応するため、特定目的基金を設置する必要がある。
15	西東京市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	常勤の職員が消防団員を兼ねる場合に報酬を支給できるようにする必要がある。
16	西東京市印鑑条例の一部を改正する条例	印鑑登録原票に登録する事項を改めるほか、規定を整備する必要がある。
17	西東京市国民健康保険条例の一部を改正する条例	国民健康保険法施行令の改正に伴い、規定を整備する必要がある。
18	西東京市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例	地方青少年問題協議会法の改正に伴い、規定を整備する必要がある。
19	西東京市子供の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	第三者行為によって生じた場合の医療費助成の求償について定める必要がある。
20	西東京市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	第三者行為によって生じた場合の医療費助成の求償について定める必要がある。
21	西東京市立児童館条例の一部を改正する条例	中町第二学童クラブ等の設置等に伴い、規定を整備する必要がある。
22	西東京市中小企業事業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例	中小企業者に対する融資のあっせんに係る特例措置を延長する必要がある。
23	西東京市における地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	都市計画法に規定する地区計画に定められた建築物に関する制限を行う区域を新たに加える必要がある。(練馬東村山線中町・東町周辺地区地区計画)
24	西東京市立学校設置条例の一部を改正する条例	平成27年3月31日をもって泉小学校を廃止し、住吉小学校と統合するため、規定を整備する必要がある。

25	西東京市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例	社会教育法の改正に伴い、規定を整備する必要がある。
26	東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約	関係区市町村の保険料の負担金の額の特例を継続するため、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を経る必要がある。
27	昭和病院組合規約の変更について	昭和病院組合が経営する病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用するため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を経る必要がある。